

苦小牧市防犯カメラ設置5カ年実施計画

(令和2年度～6年度)

苦 小 牧 市

1 計画策定の経緯

本市では、平成 27 年度から令和元年度までの 5 年間を計画期間とする、防犯カメラ設置 5 年計画に基づき、主に、公共施設における犯罪抑止等を目的として、公共施設を中心に防犯カメラの設置を進めてまいりました。

その結果、平成 27 年度から令和元年度までの 5 年間における防犯カメラの設置数は 66 台となり、平成 27 年度以前の設置数を含めると、本市全体の公共施設等における防犯カメラの設置数は 349 台となっております。

しかし、この間、児童を取り巻く環境は大きく変化し、平成 29 年 3 月には千葉県松戸市において、また平成 30 年 5 月には新潟市において、それぞれ児童が登下校中に連れ去られ殺害されるなどの痛ましい事件が、通学路やその周辺で発生しております。

このように若い児童が事件に巻き込まれている現状を鑑み、本市では新たに公園や通学路などへ防犯カメラを設置するために、「苫小牧市防犯カメラ設置 5 年実施計画」を策定いたします。

2 計画の目的

犯罪を防止するために、町内会や、PTA、地域のボランティアの方々による見守り活動や防犯パトロールなどが日々行われております。しかし、このような活動には自ずと限界があり、それを補完するものとして防犯カメラを設置するものです。

子どもたちがこれからも安全かつ安心して通学や屋外活動を行えるよう、人の目の行き届かない危険箇所を洗い出し、効果的に防犯カメラを設置することで犯罪を未然に防ぐとともに、犯罪が起きてしまった場合であっても、早期解決に寄与することでさらなる被害者を出さないことを目的として、本実施計画を策定いたします。

3 計画の期間

この計画の期間は、令和 2 年度から令和 6 年度までの 5 年間とします。

ただし、計画の進捗状況や社会情勢の変化に応じて、適宜計画の見直しを行うことにより、さらに効果的な防犯カメラの設置に努めます。

4 防犯カメラの設置目標

この計画の終了期間までの防犯カメラの設置目標として、新たに 15 台の防犯カメラの設置を進めてまいります。(内訳は別表のとおり)

5 防犯カメラの設置についての考え方

苫小牧市総合防犯計画の中では、市内の交番別刑法犯認知件数について、美園交番、糸井交番、沼ノ端北交番、錦岡交番、木場交番が比較的多い状況となっております。

このうち、西部地域の糸井交番、錦岡交番の管轄区域を優先的に、また、子どもに対する事案では、公園や通学路などでの発生件数が多いことから、公園について重点的に設置を進めていきます。

また、財源について、東部地域については、再編関連訓練移転等交付金等を活用し、西部地域については、本市の一般財源により計画的な整備に努めます。

6 計画の推進体制

この計画を推進するため、庁内の関係部署により構成される「庁内連絡会議」を設置し、庁内組織の連携や情報共有を図ってまいります。

(別表)

設置場所	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	合計
川沿公園	3					3
すこやか公園		1				1
ときわ公園		1				1
ときわ4丁目公園		1				1
豊川3丁目公園			1			1
有珠6号公園			1			1
豊陵公園			1			1
北星公園				2		2
錦岡駅公衆トイレ				1		1
日吉4丁目公園					1	1
あかつき公園					1	1
日吉運動公園					1	1
合計	3	3	3	3	3	15

管轄交番	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	合計
糸井	3		3		3	9
錦岡		3		3		6
合計	3	3	3	3	3	15

(参考)

苫小牧市防犯カメラの設置及び運用に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市が設置する防犯カメラについて、実施機関の責務を定めるとともに、撮影で記録された画像の管理について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 防犯カメラ 防犯又は監視を目的として不特定多数の者が利用する施設や場所に継続的に設置されるカメラ装置であって、画像表示装置及び録画装置を備えるものをいう。
- (2) 画像 防犯カメラにより撮影し、記録される画像で、特定の個人を識別できるものをいう。
- (3) 実施機関 個人情報保護条例（平成7年条例第2号。以下「条例」という。）第2条第1号に規定する実施機関をいう。

(設置及び撮影範囲)

第3条 防犯カメラを設置するときは、設置の目的を明確にし、その目的を達成するための有用性が期待できる場所に設置しなければならない。

- 2 防犯カメラを設置するときは、必要に応じ、設置区域内の見やすい場所に、防犯カメラを設置している旨を表示するものとする。
- 3 防犯カメラが撮影する範囲は、第1項の目的を達成するために必要な範囲に限って撮影するとともに、個人のプライバシー保護に配慮するようにしなければならない。

(管理責任者等)

第4条 実施機関は、防犯カメラを設置するときは、管理責任者を置くものとし、当該防犯カメラを運用する部署の所属長を持って充てる。

2 管理責任者は、防犯カメラの設置及び運用がこの要綱に則して適性に行われるよう、防犯カメラに関する事務を統括する。

3 管理責任者は、所属職員のうちから防犯カメラの管理に関する取扱担当者を指定するものとする。

4 取扱担当者は、管理責任者の指揮監督の下、防犯カメラの管理に関する事務を行う。

(画像の閲覧等の制限等)

第5条 管理責任者又は取扱担当者以外の者は、防犯カメラの操作及び画像の閲覧を行うことができない。

2 管理責任者又は取扱担当者は、防犯カメラの設置目的以外の目的のために画像を閲覧してはならない。

3 管理責任者又は取扱担当者は、画像から知り得た情報をみだりに他人に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(画像又は記録媒体の管理)

第6条 画像を保管する期間は、原則として1か月以内とし、保存期間を経過した画像は速やかに消去しなければならない。ただし、画像の利用又は提供のために必要があるときは、保存期間を別に定めることができる。

2 画像は撮影時の現状により保管するものとし、編集又は加工してはならない。

3 画像はこれを複製し、又は印刷してはならない。ただし、管理責任者が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

4 管理責任者は、記録媒体の保管に際しては、その保管状況を記録するとともに、施錠することができる保管庫に保管する等盗難及び紛失の防止のために

万全の措置を講じなければならない。

- 5 管理責任者は、前各項に定めるもののほか、管理する画像及び記録媒体について、流失、漏えい、盗難、紛失その他の事故が生じないように必要な措置を講じなければならない。

(画像の提供の制限)

第7条 画像の目的外の利用又は第三者への外部提供については、条例第9条の規定による。

(指定管理者施設等の措置)

第8条 管理責任者は、指定管理施設等における防犯カメラの管理に関する事務の全部又は一部を指定管理者又は管理業務受託者に行わせるときは、この要綱の趣旨を遵守するようにしなければならない。

- 2 前項の規定により防犯カメラの管理に関する事務の全部又は一部を指定管理者又は管理業務受託者に行わせる場合には、管理責任者は、必要があると認めるときはいつでも当該指定管理施設等を実地に調査し、又は当該防犯カメラの管理の状況に関し指定管理者若しくは管理業務受託者に報告を求め、若しくはこれに必要な指示を行うことができる。

(苦情等への対応)

第9条 管理責任者は、市民等から防犯カメラの設置等に係る苦情があったときは、迅速かつ適切に対応しなければならない。

(運用状況の報告)

第10条 管理責任者は、防犯カメラの運用状況について、防犯カメラ運用状況記録簿(様式第1号)を作成し、毎年5月末日までに前年度の運用状況を市民生活課長に報告するものとする。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

様式第1号（第10条関係）

年 月 日

防犯カメラ運用状況記録簿

市民生活課長 様

管理責任者

1	設 置 場 所	
2	設 置 目 的	
3	設 置 台 数	
4	記 録 装 置 の 有 無	
	（1）記録の保存期間	
	（2）記録の保存媒体	
	（3）外部提供の有無	
5	設 置 日	
6	防 犯 カ メ ラ 取 扱 者 名	
7	委 託 の 有 無 及 び 委 託 先 等	
8	苦 情 の 有 無 及 び 内 容	
9	紛失等事故の有無及び内容	
10	備 考	